

一般社団法人日本老年歯科医学会 認定歯科衛生士専門審査制度規則

(平成 28 年 6 月 18 日 改正)

第 1 章 総則

- 第 1 条 本制度は、高齢者に必要な歯科医療・保健を提供するための知識、臨床経験を有する 歯科衛生士を養成することにより、歯科医療・保健の立場から高齢者の生活を支援し、高齢者の健康を増進することを目的とする。
- 第 2 条 前条の目的を達成するために一般社団法人日本老年歯科医学会(以下「本会」という)は、社団法人日本歯科衛生士会(以下「日本歯科衛生士会」という)認定歯科衛生士制度規則第 14 条二に基づく日本歯科衛生士会認定歯科衛生士(以下「認定歯科衛生士」という)(老年歯科)の専門審査のための制度を設け、本制度の実施に必要な事業を行う。

第 2 章 認定歯科衛生士審査委員会

- 第 3 条 本会は、認定歯科衛生士(老年歯科)の専門審査と本制度の運用を適正に行うために 認定歯科衛生士審査委員会(以下「認定審査委員会」という)を置く。
- 第 4 条 認定審査委員会は、委員長 1 名を含む定員 8～10 名の委員をもって構成される。
- 2 委員長並びに委員は、本会指導医あるいは認定歯科衛生士として認定された本会正会員とする。
 - 3 委員の任期は 2 年、半数交替制とし、再任を妨げない。
 - 4 委員長は理事長が指名し、委員は委員長が推薦する。
- 第 5 条 認定審査委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
- 2 認定審査委員会の議事は、委員長を除く出席者数の過半数をもって決し、賛否同数の場合は委員長の決するところによる。

第 3 章 申請者の資格

- 第 6 条 認定歯科衛生士(老年歯科)の専門審査を受ける者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。
- 1) 日本国歯科衛生士の免許を有する者
 - 2) 認定歯科衛生士(老年歯科)申請時において、本会の正会員歴が継続して 3 年以上であり、且つ日本歯科衛生士会の会員である者
 - 3) 第 4 章第 8 条に規定する高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関わる研修内容を満たした者

第 4 章 認定研修

- 第 7 条 認定研修は、認定歯科衛生士(老年歯科)として、高齢者に必要とされる歯科医療保健に関わる高度な知識と技術を修得することを目的とする。
- 第 8 条 認定研修は、次の各号のすべてを満たさなければならない。なお、1)～3)についての細目は別に定める。
- 1) 別に定める条件を満たす大学病院、病院歯科、歯科診療所、高齢者施設等において、3 年以上高齢者に必要とされる歯科医療・保健に従事すること又はこれと同等以上の経歴を有すると認められること
 - 2) 本会が主催する学術大会及び研修会に出席すること
 - 3) 高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関する発表を行うこと

第 5 章 専門審査

- 第 9 条 認定歯科衛生士(老年歯科)の専門審査を受けようとする者は、審査料を添えて、別に定める申請書類を認定審査委員会に提出しなければならない。
- 第 10 条 認定歯科衛生士(老年歯科)の専門審査に際しては、書類審査を行い、合格者に対しては別に定める試験を行う。試験は、認定審査委員会がこれを行う。認定審査委員会は、その結果に基づき認定歯科衛生士(老年歯科)の専門資格の判定を行い、理事会に報告する。本会は試験合格者を日本歯科衛生士会に推薦する。
- 第 11 条 認定歯科衛生士(老年歯科)の資格更新に係る専門審査のために、本会より審査委員を日本歯科衛生士会認定歯科衛生士審査会に派遣する。

第6章 資格の喪失

第12条 認定歯科衛生士(老年歯科)は、次の1)、2)の一に該当したとき、理事会の決定によりその資格を喪失するものとする。本会における資格の喪失については、日本歯科衛生士会に報告する。

- 1) 本会正会員の資格を喪失したとき
- 2) 認定審査委員会が認定歯科衛生士(老年歯科)として不適当と認めたとき

第7章 補則

第13条 本会会員は、認定審査委員会の決定に関する異議を、理事会に申し立てることができる。

第14条 第5章第9条に定める審査料については別に定める。

第15条 認定歯科衛生士(老年歯科)の専門審査は原則として年1回とする。

第16条 認定歯科衛生士(老年歯科)の申請内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を認定審査委員会に届け出なくてはならない。

第17条 認定歯科衛生士(老年歯科)に認定された本会正会員については、本会総会で報告する。

第18条 提出された申請書類の内容については、その受領とともに本会に守秘義務が発生するものとする。

第19条 この規則の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

第20条 この規則を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は平成22年6月25日から施行する
- 2 この規則は平成26年10月2日から施行する。
- 3 この規則は平成28年6月18日から施行する。